

2 社会福祉事業一覧表

<第一種社会福祉事業>

- 生活保護法に規定する次に掲げる事業
 - 救護施設を経営する事業
 - 更生施設を経営する事業
 - 生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業
 - 生計困難者に対して助葬を行う事業
- 児童福祉法に規定する次に掲げる事業
 - 乳児院を経営する事業
 - 母子生活支援施設を経営する事業
 - 児童養護施設を経営する事業
 - 障害児入所施設を経営する事業
 - 児童心理治療施設を経営する事業
 - 児童自立支援施設を経営する事業
- 老人福祉法に規定する次に掲げる事業
 - 養護老人ホームを経営する事業
 - 特別養護老人ホームを経営する事業
 - 軽費老人ホームを経営する事業
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設を経営する事業
 - 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する女性自立支援施設を経営する事業
 - 授産施設を経営する事業
 - 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

<第二種社会福祉事業>

- 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品又はこれに要する金銭を与える事業
- 生活困難者に対して、生活に関する相談に応ずる事業
- 生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業
- 児童福祉法に規定する次に掲げる事業
 - 障害児通所支援事業

- 障害児相談支援事業
- 児童自立生活援助事業
- 放課後児童健全育成事業
- 子育て短期支援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 小規模住居型児童養育事業
- 小規模保育事業
- 病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業
- 親子再統合支援事業
- 社会的養護自立支援拠点事業
- 意見表明等支援事業
- 妊産婦等生活援助事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業
- 助産施設を運営する事業
- 保育所を運営する事業
- 児童厚生施設を運営する事業
- 児童家庭支援センターを運営する事業
- 里親支援センターを運営する事業
- 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園を運営する事業
- 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護に関する法律に規定する養子縁組あっせん事業
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する次に掲げる事業
 - 母子家庭日常生活支援事業
 - 父子家庭日常生活支援事業
 - 寡婦日常生活支援事業
 - 母子・父子福祉施設を運営する事業
- 老人福祉法に規定する次に掲げる事業
 - 老人居宅介護等事業

- 老人デイサービス事業
- 老人短期入所事業
- 小規模多機能型居宅介護事業
- 認知症対応型老人共同生活援助事業
- 複合型サービス福祉事業
- 老人デイサービスセンターを運営する事業
- 老人短期入所施設を運営する事業
- 老人福祉センターを運営する事業
- 老人介護支援センターを運営する事業
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する次に掲げる事業
 - 障害福祉サービス事業
 - 一般相談支援事業
 - 特定相談支援事業
 - 移動支援事業
 - 地域活動支援センターを運営する事業
 - 福祉ホームを運営する事業
- 身体障害者福祉法に規定する次に掲げる事業
 - 身体障害者生活訓練等事業
 - 手話通訳事業
 - 介助犬訓練事業
 - 聴導犬訓練事業
 - 身体障害者福祉センターを運営する事業
 - 補装具製作施設を運営する事業
 - 盲導犬訓練施設を運営する事業
 - 視聴覚障害者情報提供施設を運営する事業
 - 身体障害者の更生相談に応ずる事業
- 知的障害者福祉法に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業
- 生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付ける事業
- 生計困難者のために、無料又は低額な料金で宿泊所その他の施設を利用させる事業
- 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業
- 隣保事業
- 福祉サービス利用援助事業

- 社会福祉事業に関する連絡を行う事業
- 社会福祉事業に関する助成を行う事業

※ 次に掲げる事業は「社会福祉事業」には含まれません。

- 1 更生保護事業法に規定する更生保護事業
- 2 実施期間が6月を超えない事業（社会福祉事業に関する連絡、助成を行う事業は3月）
- 3 社団又は組合の行う事業であって、社員又は組合員のためにするもの
- 4 常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人（政令で定めるものにあつては、10人）に満たないもの
 - ①生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業、②隣保事業、③福祉サービス利用援助事業、④社会福祉事業に関する連絡を行う事業、⑤社会福祉事業に関する助成を行う事業は除きます。
- 5 社会福祉事業に関する助成を行う事業で、助成の金額が毎年度500万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないもの